



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

J R東日本労働組合
発責 教育・広報部
2020年12月27日 No.269

経営側には健康管理を行う義務がある！

「特殊健康診断(石綿)」に関する団体交渉を行う

主に検修職場においては旧国鉄時代から現在に至るまでの間、長期にわたり石綿や有機溶剤、特化物など、社員の身体に影響を与える恐れのある有害物質を扱う作業が行われています。そのため「特殊健康診断」の受診対象者以外の社員からも、自らの健康について不安の声が多く上がっていることから、東日本ユニオンは社員の健康を適切に管理し、安心して働くことができる労働環境を求めて、経営側に申し入れを提出していました。

12月25日に2018年度申第30号『特殊健康診断(石綿)』に関する申し入れの団体交渉を開催し、現場社員の石綿に対する健康被害への不安を訴え、ハード・ソフト両面の対策の実施を強く求めました。

●会社として、構造物や車両などに石綿が使用されているかを把握しているのか。

会社：構造物や国鉄継承車両についてはすべて把握している。断熱材などは飛散防止処理をしているが、石綿スレートなど飛散の可能性があるものはそのまま使用している。その場合、空气中の飛散量を測定してあるので健康被害の恐れはない。また、石綿が含まれている可能性があるものについては含有しているものとして、法令に基づき対応し処理している。

◎石綿の使用状況を把握していることと、現存した場合は再調査することを確認！

●「特殊健康診断」の受診基準を明確にするべきだ。

会社：「特殊健康診断」の受診は、過去に常時従事していた社員を対象としている。2005年(平成17年)のクボタの事象が発生した際に社員の履歴を調べたほか、申告のあった社員を含めて十分調査している。また、J R採用社員の受診については作業内容を踏まえて職場の安全衛生管理者が決定している。不安や心配があれば、箇所長に相談していただきたい。

●グループ会社に出向している社員もいるが、対応はどこが行うのか。

会社：「特殊健康診断」は事業者ごとに実施する。過去に当社で作業に従事して出向したときは当社が主体となって健康診断を行う。当社で従事していなくて、グループ会社に出向後、石綿の作業を実施していた場合はグループ会社が責任をもって行う。退職者については問い合わせがあれば調査し、必要な書類を発行する。

◎社員の不安を解消するために、不安や心配があれば箇所長に相談できる体制を確認！

●若い世代の社員は石綿の危険性や使用されていることを知らない。

会社：石綿を取り扱う作業がない中で、石綿に特化した全社員に対する教育の実施は現実的ではないが、社員の健康と作業の安全を考える必要はある。石綿がないと思われていた場所に「ある」と認めた場合には、曝露した可能性を調べるなど必要な措置と防護教育を行う。

◎交渉議論を踏まえて「健康診断」「教育」について、今後の検討課題にすることを確認！

働く者の「安全」「健康」「働きがい」を一緒に作りだそう！